



2026年7月8日

各位

会社名 エリアリンク株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 貴佳
(コード: 8914、東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 大滝 保晃
(TEL. 03-3526-8555)

株式会社ストレージ王株券等(証券コード: 2997)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

エリアリンク株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2026年7月8日開催の取締役会において、株式会社ストレージ王(証券コード: 2997、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「1. 買付け等の概要」の「買付け等の価格」において定義します。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

公開買付けの目的	完全子会社化
買付け等の期間	2026年7月9日から2026年8月21日まで(30営業日)
買付け等の価格	(1) 普通株式1株につき、金1,340円 (2) 新株予約権 ① 2019年5月31日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月1日から2029年5月31日まで)1個につき、金550,000円 ② 2020年1月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年6月1日から2029年5月31日まで)1個につき、金350,000円
買付予定数の下限	1,291,700株(注1)
買付予定数の上限	—
対象者の意見	本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する

(注1) 買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における当該買付け等後の株券等所有割合(下記「2. 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。)は66.67%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となります。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(下記「2. 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。)

(1,937,500株)に係る議決権の数(19,375個)を分母として計算しております。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における当該買付け後の株券等所有割合を、対象者が2026年4月22日に提出した第16期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2026年1月31日現在の総株主等の議決権の数(18,514個)を分母として計算した場合には、69.77%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)となります。本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026年1月31日現在の総株主等の議決権の数が、対象者が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の総株主等の議決権の数(18,514個)を分母として用いております。

2. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

公開買付者は、1995年4月に創業者である現代表取締役会長の林尚道氏により、千葉県船橋市において株式会社ウェルズ技研の商号で設立され、2000年9月に現在のエリアリンク株式会社(以下「エリアリンク株式会社」)に商号変更を行いました。その後、2003年8月に東京証券取引所マザーズへ株式を上場し、2020年5月に東京証券取引所市場第二部へ市場変更した後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場に上場市場を移行し、現在に至っております。

公開買付者は、2026年7月8日開催の取締役会において、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。以下同じです。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、本日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年7月8日付で、①対象者の筆頭株主である株式会社ケイ・エル・アイ(以下「ケイ・エル・アイ」といいます。)(所有株式数:444,800株、所有割合(注1):22.96%、株主順位:第1位)、②対象者の元親会社である株式会社デベロップ(以下「デベロップ」といいます。デベロップが対象者の親会社に該当しなくなった経緯については、下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)(所有株式数:182,700株、所有割合:9.43%、株主順位:第2位)、③株式会社細谷工業所(以下「細谷工業所」といいます。)(所有株式数:50,000株、所有割合:2.58%、株主順位:第3位)、④ケイ・エル・アイの親会社である株式会社九州リースサービス(以下「九州リースサービス」といいます。)(所有株式数:39,000株、所有割合:2.01%、株主順位:第5位)、⑤対象者の取引先である株式会社ファインドスターグループの代表取締役である内藤真一郎氏(以下「内藤氏」といいます。)(所有株式数:14,000株、所有割合:0.72%、株主順位:第8位)及び⑥株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」といいます。)(所有株式数:10,000株、所有割合:0.52%、株主順位:第10位)(ケイ・エル・アイ、デベロップ、細谷工業所、九州リースサービス、内藤氏及びAGSコンサルティングを総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の契約(ケイ・エル・アイとの間で締結する契約を「本応募契約(ケイ・エル・アイ)」、デベロップとの間で締結する契約を「本応募契約(デベロップ)」、細谷工業所との間で締結する契約を「本応募契約(細谷工業所)」、九州リースサービスとの間で締結する契約を「本応募契約(九州リースサービス)」、内藤氏との間で締結する契約を「本応募契約(内藤氏)」、AGSコンサルティングとの間で締結する契約を「本応募契約(AGSコンサルティング)」)といい、本応募契約(ケイ・エル・アイ)、本応募契約(デベロップ)、本応募契約(細谷工業所)、本応募契約(九州リースサービス)、本応募契約(内藤氏)及び本応募契約(AGSコンサルティング)を総称して、以下「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主は所有する対象者株式の全てである740,500株(所有割合:38.22%、以下、ケイ・エル・アイが所有する対象者株式の全てである444,800株(所有割合:22.96%)を「応募対象株式(ケイ・エル・アイ)」

デベロップが所有する対象者株式の全てである 182,700 株（所有割合：9.43%）を「応募対象株式（デベロップ）」、細谷工業所が所有する対象者株式の全てである 50,000 株（所有割合：2.58%）を「応募対象株式（細谷工業所）」、九州リースサービスが所有する対象者株式の全てである 39,000 株（所有割合：2.01%）を「応募対象株式（九州リースサービス）」、内藤氏が所有する対象者株式の全てである 14,000 株（所有割合：0.72%）を「応募対象株式（内藤氏）」、AGS コンサルティングが所有する対象者株式の全てである 10,000 株（所有割合：0.52%）を「応募対象株式（AGS コンサルティング）」といたします。）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が 2026 年 6 月 12 日に提出した「2027 年 1 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された 2026 年 4 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（1,854,000 株）に、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（167 個（注2））の目的となる株式数（83,500 株）を加算した株式数（1,937,500 株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）をいいます。

（注2） 公開買付者が、対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（167 個、目的となる対象者株式数：83,500 株）の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第 1 回新株予約権	82 個	41,000 株
第 2 回新株予約権	85 個	42,500 株

公開買付者は、本公開買付けにおいて 1,291,700 株（所有割合：66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,291,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,291,700 株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、買付予定数の下限（1,291,700 株）については、本基準株式数（1,937,500 株）に係る議決権の数である 19,375 個に 3 分の 2 を乗じた数（12,917 個、小数点以下を切り上げ）に対象者の単元株式数（100 株）を乗じた株式数（1,291,700 株）としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社化することを目的としているところ、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全てを取得できず、下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本株式併合（下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）の процедуру実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされていることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。本公開買付けにおける買付予定数の下限とマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）の関係に関しましては、下記「（3）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）を上回る買付予定数の下限の設定」をご参照ください。

また、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としていることから、本公開買付けにより対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を完全子会社化するための一連の手續（以下「本スクイーズアウト手續」といいます。）を実施することを予定しております。公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を自己資金により賄うことを予定しております。

なお、対象者が2026年7月8日に公表した「エリアリンク株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年7月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者のグループは、本日現在、公開買付者及び非連結子会社である株式会社ジャパントランクルーム（以下「ジャパントランクルーム」といいます。）の合計2社（以下「公開買付者グループ」といいます。）で構成されており、ストレージ事業（注1）、土地権利整備事業（注2）及びその他運用サービス事業（注3）を展開しております。

(注1) 「ストレージ事業」とは、土地又は建物を賃借し、又は取得・保有した上で、これらをレンタル収納スペースとして運用する事業、並びに投資商品として、レンタル収納スペースとして利用されるコンテナ又はストレージ専用建物の受注及び販売を行う事業をいいます。なお、ストレージとは、コンテナ内、ビルのフロア内又は専用に建設された建物内に設けられたレンタル収納スペースをいいます。また、レンタル収納スペースとは、海上運送用コンテナを利用した屋外型の収納スペース、ビルのフロア又は建物一棟をトランクルーム専用に設計した屋内型の収納スペース、バイク専用トランクルーム等、利用者に対して物品等の保管場所として提供される収納スペースをいいます。

(注2) 「土地権利整備事業」とは、権利関係が複雑な借地権又は底地の売買を通じて、地主及び借地権者が抱える課題の解決を図る事業をいいます。

(注3) 「その他運用サービス事業」とは、土地又は建物を賃借し、又は取得・保有した上で、公開買付者の「ハローシリーズ」による付加価値の向上を図りつつ、これらの不動産を活用したサービスの提供及び運用管理を行う事業をいいます。具体的には、公開買付者が所有する中古の不動産（事務所、店舗、住居、ホテル等）の賃貸、保守及び管理を行うアセット事業、空きビルの効率的な活用を目的として、フロアを区画し、内装及び設備を整備した上で、小規模オフィスとして利用者に提供するオフィス事業、各事業に付随した商標利用料収入を得るネットワーク事業等からなる事業をいいます。なお、「ハローシリーズ」とは、公開買付者が展開する各事業におけるサービスブランドの総称をいい、具体的には、ストレージ事業における「ハローストレージ」及びオフィス事業における「ハローオフィス」等がこれに該当します。

公開買付者グループは、「世の中に便利さと楽しさと感動を提供する」という経営理念のもと、「ストレージを通じて日本の暮らしを変える・豊かにする」というミッション（使命）を掲げ、その実現に向けて取り組んでおります。2015年8月には、土地を購入しストレージ専用の建物を建設する建築型「ストレージミニ」の展開を開始いたしました。2017年5月には、株式会社サンリオとの間で「ハローキティ」のキャラクターライセンス契約を締結し、「ハローキティ」をデザインした看板等の装飾を、公開買付者グループが管理する物件に順次導入しております。これにより、公開買付者グループが運営するストレージ事業の現場の看板等に「ハローキティ」をデザインしたロゴを表示することで、公開買付者グループのサービス全体の認知度向上に寄与しているものと考えております。

また、利用者向けサービスである「ラック販売・組立サービス」や、自宅からの荷物の搬出、トランクルームへの荷物の搬入・収納までを一体的に提供する「ハロー宅配便」の提供、並びに主に建築型「スト

レジミニ」の入退室管理システムへの交通系 IC カードとの連携の導入など、利便性及び利用者満足度の向上に向けた機能強化にも取り組んでおります。

さらに、2024 年夏以降、ストレージ事業において蓄積してきた多様なデータや集客力、運営ノウハウを活用し、全国のストレージ事業者に対し、新規出店から運営中物件の集客及び解約対応までを一括して支援する「パートナー制度」(注 4) の本格運用を開始しております。2025 年 4 月以降、株式会社ジェイアール東日本都市開発及び三井不動産レジデンシャル株式会社をはじめとする多数の企業からストレージ物件の運営管理を受託しており、2026 年 3 月末時点で 10,127 室の運営管理を受託しております。

(注 4) 「パートナー制度」とは、トランクルームの立ち上げからサービス提供までを支援するビジネスパートナー制度であり、集客、契約締結、解約、定期清掃及びトラブルの一次対応等、トランクルームの運営に関する業務を公開買付者が一括して受託する制度をいいます。

公開買付者グループは、2029 年までにストレージ事業において運営管理を受託する室数を 200,000 室(パートナー制度により運営管理を受託する室数を含みます。)に拡大することを中長期目標として掲げており、その達成に向けて、新規出店の加速、パートナー制度の拡充及び M&A の活用に注力しております。なお、公開買付者グループのストレージ事業全体では、2026 年 3 月末時点で、全国 47 都道府県において 2,966 拠点、129,143 室を展開しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2007 年 2 月に創業されたコンテナ建築を祖業とするデベロップの子会社として、デベロップが開発したコンテナ型トランクルーム(注 5)の運営及び管理を行うため、2008 年 5 月に設立されたとのことです。その後、コンテナ型トランクルームに加え、空調設備や昇降機を備えた鉄骨造、木造などの在来建築(注 6)によるトランクルーム需要が増加したことから、2019 年から、対象者は土地を購入し、在来建築によるトランクルーム開発に着手したとのことです。これに伴い、デベロップから対象者へトランクルームの開発業務が移管され、トランクルームの開発業務拡大に伴う必要資金の調達等を目的として、2022 年 4 月に東京証券取引所グロス市場に対象者株式を上場したとのことです。なお、対象者株式の上場時における公募増資及び株式売出しにより、デベロップにおける対象者株式の議決権割合が 50%を下回った結果、デベロップは対象者の親会社に該当しなくなったとのことです。本日現在、対象者は、「顧客資産の持続的な価値向上を通じて、人々の暮らしや社会の未来を共創する」を経営理念に掲げ、セルフストレージ(注 7)方式のトランクルームの企画、開発、運営、管理を行う事業を展開しているとのことです。対象者の事業内容は以下のとおりとのことです。

(注 5) 「コンテナ型トランクルーム」とは、駐車場が確保できる道路沿いの敷地に建築用コンテナを設置し、トランクルーム利用者が荷物を収納するトランクルームのことをいうとのことです。

(注 6) 「在来建築」とは、柱と梁で建物全体を支える建築のことをいうとのことです。

(注 7) 「セルフストレージ」とは、個人向けの収納スペースのレンタルサービスの総称をいうとのことです。

(ア) トランクルーム運営管理事業

トランクルーム運営管理事業は、トランクルームを利用者に貸し出すことにより利益を得ており、利用者から受領するトランクルームの利用料金が収入であり、対象者がトランクルームを所有又は賃借することでかかるコストその他トランクルーム運営管理に必要なコストが原価となり、その差額が対象者の利益又は損失となるとのことです。

(イ) トランクルーム開発分譲事業

トランクルーム開発分譲事業は、トランクルームを投資家へ売却することにより利益を得ており、対象者が用地を購入し、ビル型トランクルーム(注 8)の建築後、土地建物として売却する方法と、対象者が借地上にコンテナ型トランクルームの建築後、コンテナ部分を売却する方法があるとのこと

です。

(注8) 「ビル型トランクルーム」とは、在来建築（建築部材の一部にコンテナを利用したものを含みます。）による建物内に、間仕切りをすることで各部屋を構成するトランクルームのことをいうとのことです。

(ウ) その他不動産取引事業

トランクルーム開発以外の不動産に関するコンサルティングフィーの受領、マンション及びコンテナ型ホテルの売買を行った場合の収入、マンション及びコンテナ型ホテルの不動産賃料収入等により利益を得ているとのことです。

トランクルーム運営管理事業は、利用者から受領する利用料と不動産コストの差額が利益となり、管理コスト等が限定的で、解約率も低いことから、安定した収益構造（以下「ストック収益」といいます。）を実現できている一方、トランクルーム開発分譲事業は、物件の開発及び売却の件数に応じた収益構造（以下「フロー収益」といいます。）となっているとのことです。両者の関係については、売却した開発物件を投資家からリースバックし、当該物件の運営管理を行うことによりトランクルームの利用者数の拡大が図られ、フロー収益の積み重ねがストック収益の拡大につながっているとのことです。

また、対象者を取り巻く事業環境としては、建築費の高騰、中東情勢の悪化による資材のひっ迫、輸送費上昇リスク等、業界全体としてコスト増加要因が存在する一方、参入障壁が低く、競合他社とのサービスの差別化が難しいことから、価格転嫁が容易ではなく、利益率の低下が懸念されているとのことです。加えて、2030年3月1日より、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準の一つである時価総額基準が100億円となること、当該基準の達成が課題となっているとのことです。

このような中、対象者は、2026年1月20日、更なる企業価値の向上及び経営の安定化を実現するため、これまでの成長基盤であるフロー収益に加え、ストック収益を第2の収益基盤として確立することを主要内容とする、2027年1月期から2029年1月期までの3ヶ年を対象とする中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表したとのことです。本中期経営計画に記載のとおり、対象者は、コンテナ型物件の自社保有を加速し、安定的な利用料収入を獲得していくこと、また、立地戦略やマーケティング戦略を練り直し、トランクルームの稼働率の向上に取り組むことを通じて、ストック収益の最大化を図っていくとのことです。

公開買付者グループは、日本におけるストレージ業界が海外と比較して依然として発展途上にあり、成熟産業へと成長するためには、業界全体として整備及び改善を進めていく必要があると考えております。そのような環境の下、公開買付者グループは、ストレージ業界におけるリーディングカンパニーとして、業界の発展に貢献するとともに、全国で高品質かつ利便性の高いストレージを、より身近なサービスとして提供することを目指しております。

また、公開買付者グループは、ストレージ事業について、1拠点あたりの設備投資金額が大きく、損益分岐点に到達するまで一定期間を要することから、投資回収期間が長期化する傾向があると認識しております。そのため、比較的小規模な事業者が新規出店を通じて事業規模を急速に拡大することは容易ではないと考えております。

一方、公開買付者グループは、1993年3月の事業開始以来、出店情報、累計契約者数300,000人以上の顧客データ及び他社情報等の各種データを蓄積しており、これらを活用して新規出店エリアの選定、提供する間取り（広さ・タイプ）及び適正な利用料金の設定を行うことで、比較的短期間で損益分岐点に到達する事業運営を実現しております。また、公開買付者グループが管理する全ての現場において定期的な巡回清掃を実施するなど、無人運営体制を構築し、効率的なストレージ運営を行っております。

さらに、公開買付者グループは、ストレージ事業について、本一括オペレーション、Webを活用したマーケティングに係る広告宣伝費、システム投資、無人運営及び現場の定期巡回に係る費用（修繕費を含

みます。)等の観点から、スケールメリットが大きく作用するビジネスモデルであると認識しております。このような認識の下、公開買付者グループは、蓄積した各種データ及びスケールメリットを活用することで、ストレージ事業の拡大を進めるとともに、パートナー制度を通じてパートナー先の稼働率及び収益性の向上を支援しております。

パートナー制度を本格的に推進し始めた2024年4月上旬以降、公開買付者は、運営管理室数の拡大を図る施策の一つとして、M&Aについても積極的に検討しておりました。そのような中、公開買付者は、対象者がストレージ事業を専業とする上場企業であり、需要の高い1都3県を中心に約13,000室を運営管理していることに着目し、対象者が公開買付者グループに加わることとなれば、「ストレージを通じて日本の暮らしを変える・豊かにする」という公開買付者グループのミッション(使命)の実現に資するのみならず、公開買付者グループが有するデータ、集客力、運営ノウハウ及び各種サービスを対象者に提供するとともに、グループ全体としてのスケールメリットを活用することにより、対象者の中長期的かつ持続的な企業価値向上にも資すると考え、2024年11月下旬以降、本取引に関する検討を進めておりました。

その後、2025年9月26日に東京証券取引所より「グロース市場の上場維持基準の見直し等の概要」が公表され、2030年3月1日から、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準における時価総額が、上場後5年を経過した会社について100億円以上に引き上げられることとなりました。公開買付者は、2025年10月上旬頃、対象者が2022年4月に東京証券取引所グロース市場に上場して以降、その時価総額が概ね25億円を下回る水準で推移しており、また、2030年3月1日には上場後7年を経過することを踏まえ、当該上場維持基準への抵触の蓋然性は必ずしも明らかではないものの、かかる上場維持基準の見直しへの対応を見据え、対象者において資本政策を含む企業価値向上に向けた各種施策の検討が進展することが見込まれたことから、本取引の実現可能性が高まったものと考えておりました。

こうした状況を踏まえ、公開買付者は、2026年1月上旬頃、対象者の創業者であり、かつ、対象者の元親会社であるデベロップの代表取締役を務める岡村健史氏が、対象者の経営状況等について深い理解を有していると考えられたこと、また、デベロップが公開買付者及び対象者のいずれとも取引関係を有していたことから、同氏を通じて、対象者に対し、本取引を通じた資本関係の構築の可能性を含む公開買付者及び対象者の中長期的かつ持続的な企業価値の向上施策の検討に係る協議を開始したい旨の初期的な打診を行いました。これに対し、対象者からは、2026年1月中旬頃、今後の両社の成長及びストレージ業界の発展を踏まえた場合、公開買付者と対象者が共同して事業を運営していくことも一つの選択肢であると考えている旨、並びに、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準の見直しを一つの契機として、企業価値向上に向けた成長速度を現状から一層加速させていくことが急務であるとの認識の下、アライアンスを含むあらゆる選択肢を排除せず検討を進めている旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年4月上旬を目途に対象者に対して意向表明書を提出する方針を固め、2026年1月中旬頃、本取引に関するプロジェクトチーム(代表取締役社長及び取締役管理本部長の2名体制)を立ち上げ、本取引に関する具体的な検討を開始するために、2026年3月23日に、公開買付者グループ、対象者及び本応募合意株主(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として岡三証券株式会社(以下「岡三証券」といいます。)を、2026年4月20日に公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてLBX法律事務所を、2026年4月24日に財務デュー・ディリジェンスに関するアドバイザーとしてykrアカウンティングアドバイザー合同会社を、それぞれ選任いたしました。

その後、公開買付者は、2026年4月14日に対象者に対して、公開買付者の概要、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウトによる対象者の完全子会社化を検討している旨及びその目的、想定されるシナジー、スケジュール、公開買付価格に関する考え方、デュー・ディリジェンスの実施方針、本取引実施後の経営体制の方針並びに資金調達方法等を記載した法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出しました。公開買付者は、対象者より、同日、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受け、さらに、2026年4月15日に、本特別委員会(下記「③ 対象者の

公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」において定義します。以下同じです。)を設置した旨の連絡を受けたことから、2026年4月下旬から同年5月下旬にかけて、本取引の実現可能性を精査するため、対象者ビジネス、財務、税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスを実施し、それらの過程で取得した情報を踏まえ、本取引の意義、ストラクチャー、本取引後のガバナンスや経営方針等について、さらなる分析及び検討を進めてまいりました。かかる検討の結果、公開買付者は、本取引により、公開買付者及び対象者に以下のシナジー効果及びメリットがあると考えてに至りました。

(ア) 公開買付者グループ独自の教育メソッドを活用した人材育成の強化と効率経営の実現

公開買付者グループは、従業員の能力向上を通じて、「実力主義で自由な風土を持つ会社になること」及び「少人数による効率的経営の実現」を目指しており、独自の教育メソッドの導入・運用により、少人数による効率的経営を実現しております。当該メソッドは、創業者である現代取締役会長の林尚道氏が実践してきた業務遂行の考え方を体系化したものであり、「エリアリンクマスター制度」として整理・導入しております。

当該教育メソッドにおいては、「懸案事項処理表」(注9)、「ダイアリー」(注10)、「豆ノート」(注11)及び「打合せ記録報告書」(注12)を主なツールとして活用しております。これらのツールを連動して活用することで、業務の計画・準備を徹底し、業務を円滑に遂行するための体制を構築しております。当該体制は、公開買付者グループにおける少人数経営を支える基盤となっております。公開買付者グループにおける活用実績を踏まえると、対象者においても、当該教育メソッドに基づく人材育成のノウハウを共有することにより、業務の計画・準備の徹底及び業務の進捗管理の精緻化等を通じて、業務運営の効率化が図られることが期待され、結果として経営効率の向上に資すると考えております。

(注9) 「懸案事項処理表」とは、業務の期日管理及び進捗管理を通じて、業務の確実な遂行を図るためのツールをいいます。

(注10) 「ダイアリー」とは、業務の段取り及び前倒し対応の徹底を図るためのツールをいいます。

(注11) 「豆ノート」とは、日次業務の可視化及び行動管理を図るためのツールをいいます。

(注12) 「打合せ記録報告書」とは、合意事項の履行状況を管理するためのツールをいいます。

(イ) 重複部門(ストレージ関連部門・管理部門)の効率化

公開買付者グループと対象者はいずれもストレージ事業を営んでおり、事業領域が共通しております。そのため、新規物件の開発・建設・運用、オーナー管理、現場の保守・メンテナンス及び管理、カスタマーサービスに加え、総務・経理・人事等の管理部門において、公開買付者グループがこれまでの事業運営を通じて蓄積してきた業務プロセス及び運営ノウハウを活用することが可能であると考えております。

具体的には、標準化された業務手順や運営管理手法の共有、各種業務フローの見直し・効率化、並びに管理業務の集約・最適化等を通じて、対象者における業務運営の効率性向上が期待されます。また、当該ノウハウの活用により、重複業務の削減及び生産性の向上を通じて、事業運営全体の効率性向上に資するものと考えております。さらに、公開買付者グループが有する運営ノウハウ、特に自社ウェブサイトを活用した集客力や、これまでの運営を通じて蓄積した稼働率向上に係る知見を活用することで、潜在顧客への認知度向上や集客チャネルの最適化等を通じた利用者獲得機会の拡大が図られ、結果として物件の稼働率向上等の改善が期待されることから、対象者の事業運営の効率性向上に資するものと考えております。なお、ストレージ事業における市場環境は今後も拡大が見込まれると認識しており、事業領域の特性を踏まえると一定の競合関係は生じ得るものの、これらの施策を通じた競争力の強化により、両社の事業拡大に資するものと考えております。

(ウ) 上場維持コストの削減

対象者は、本取引を通じた対象者株式の非公開化により、対象者株式の上場維持のためにこれまで必要とされていた有価証券報告書等の継続的な開示に係る費用、監査費用、株主総会の運営費用及び株主名簿管理人への事務委託に要する費用等の削減が可能となるほか、上場会社として必要となる管理部門の維持に係る費用その他の上場維持に伴う各種コスト及び業務負担についても軽減されるものと考えております。また、コンプライアンス体制については、公開買付者グループがこれまで蓄積してきたノウハウの提供及び情報共有等を通じて、対象者における体制強化に寄与するものと考えております。

以上のような負担軽減及び体制強化により、対象者は経営資源を本業に一層集中させることが可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと考えております。

公開買付者は、2026年5月下旬に、これらのシナジー効果及びメリットを最大限に発現させるためには、必要な施策を機動的に実行するための迅速な意思決定と両社の強固な協力体制の構築が必要であり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることが不可欠であると考えました。また、本取引による対象者のシナジー効果及びメリットの発現は、対象者を含めた本取引後の公開買付者グループとしての企業価値の向上にも資するものと考えております。

なお、公開買付者は、本取引の実施に伴うデメリットについても検討しており、一般的に上場廃止に伴い、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を実施できなくなることや、知名度及び社会的信用力の向上といった上場会社として享受してきたメリットの喪失に伴い、従業員や取引先との関係及びブランド力に一定の影響を及ぼす可能性があるものと想定されます。もっとも、対象者が公開買付者グループの一員となることで、公開買付者グループの信用力及び強固な財務基盤を活用することにより、これまで以上に安定的かつ柔軟な資金調達が可能になるものと考えております。また、従業員や取引先との関係及びブランド力への影響についても、主たる事業であるストレージ事業はエンドユーザーを主なターゲットとする事業であり、事業特性を踏まえると、これらの影響は限定的であると考えております。加えて、公開買付者グループは業界内において一定の知名度を有しているものと認識しており、対象者が公開買付者グループに加わることで、当該影響は限定的なものにとどまると考えております。以上を踏まえ、公開買付者は、本取引によるデメリットは限定的であると考えております。

以上の考えの下、公開買付者は、2026年5月27日以降、対象者との間で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本新株予約権買付価格についての協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、対象者から開示を受けた2027年1月期から2029年1月期までの3期分の対象者の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）をはじめ、2026年4月下旬から同年5月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスを通じた各種開示資料（有価証券報告書等の公開情報に加え、各事業別の詳細といった非公開情報も含みます。）等に基づいた対象者の事業及び財務の状況の分析結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、2026年5月27日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,255円（提案日の前営業日である2026年5月26日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値953円に対して31.69%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値961円（円未満四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して30.59%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値951円に対して31.97%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,012円に対して24.01%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,015円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である507,500円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（615円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である

307,500円とする旨の提案を含む提案書（以下「第1回提案書」といいます。）を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年5月28日に、対象者及び本特別委員会から、第1回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものは到底言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であり、提案価格の再考を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年6月2日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,290円（提案日の前営業日である2026年6月1日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値950円に対して35.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値955円に対して35.08%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値951円に対して35.65%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,009円に対して27.85%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,050円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である525,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（650円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である325,000円とする旨の提案を含む提案書（以下「第2回提案書」といいます。）を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年6月3日に、対象者及び本特別委員会から、第2回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値及び中央値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあることを踏まえると、第2回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものは到底言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であり、提案価格の再考を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年6月8日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,310円（提案日の前営業日である2026年6月5日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値939円に対して39.51%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値953円に対して37.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値951円に対して37.75%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,005円に対して30.35%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,070円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である535,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（670円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である335,000円とする旨の提案を含む提案書（以下「第3回提案書」といいます。）を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年6月9日に、対象者及び本特別委員会から、第3回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあり、また、本事業計画を踏まえた対象者株式の本源的価値との比較において不十分なものであることを踏まえると、第3回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であり、提案価格の再考を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年6月15日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,325円（提案日の前営業日である2026年6月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値948円に対して39.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値948円に対して39.77%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値952円に対して39.18%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,000円に対して32.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額

240円との差額(1,085円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である542,500円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額(685円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である342,500円とする旨の提案を含む提案書(以下「第4回提案書」といいます。)を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年6月16日に、対象者及び本特別委員会から、第4回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあり、また、本事業計画を踏まえた対象者株式の本源的価値との比較において不十分なものであることを踏まえると、第4回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であり、提案価格の再考を要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年6月22日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,334円(提案日の前営業日である2026年6月19日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値941円に対して41.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値945円に対して41.16%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値954円に対して39.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値993円に対して34.34%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額(1,094円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である547,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額(694円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である347,000円とする旨の提案を含む提案書(以下「第5回提案書」といいます。)を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年6月23日に、対象者及び本特別委員会から、第5回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあり、また、本事業計画を踏まえた対象者株式の本源的価値との比較において不十分なものであることを踏まえると、第5回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、本公開買付価格の1,355円への引き上げを要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年6月26日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,338円(提案日の前営業日である2026年6月25日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値938円に対して42.64%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.74%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値955円に対して40.10%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値986円に対して35.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額(1,098円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である549,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額(698円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である349,000円とする旨の提案を含む提案書(以下「第6回提案書」といいます。)を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年6月29日に、対象者及び本特別委員会から、第6回提案書における提案価格のプレミアム水準が、依然として対象者の株主にとって公正なものであるとは判断できないことを踏まえると、第6回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、本公開買付価格の1,350円への引き上げを要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年7月2日に、対象者に対して、本公開買付価格については1,340円（提案日の前営業日である2026年7月1日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値938円に対して42.86%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値942円に対して42.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値956円に対して40.17%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値979円に対して36.87%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,100円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である550,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（700円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である350,000円とする旨の提案を含む提案書（以下「第7回提案書」といいます。）を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年7月3日に、対象者及び本特別委員会から、第7回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付価格の1,345円への引き上げを要請する旨の回答を受けました。

これを受けて、公開買付者は、2026年7月6日に、対象者に対して、本公開買付価格は対象者の一般株主の利益にも最大限配慮した価格であり、本公開買付価格の更なる引き上げは困難である旨を説明した上で、改めて、本公開買付価格については1,340円（提案日の前営業日である2026年7月3日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値938円に対して42.86%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値941円に対して42.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値955円に対して40.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値978円に対して37.01%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,100円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である550,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（700円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である350,000円とする旨の提案を含む提案書（以下「最終提案書」といいます。）を提出しました。

これに対して、公開買付者は、2026年7月7日に、対象者及び本特別委員会から、最終的な対象者の意思決定は、2026年7月8日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、最終提案書における提案価格に応諾する旨の回答を受けました。

以上の対象者及び本特別委員会との協議及び交渉を経て、公開買付者は、2026年7月8日開催の取締役会において、本取引の一環として、本公開買付価格を1,340円、第1回新株予約権に係る本新株予約権買付価格を550,000円、第2回新株予約権に係る本新株予約権買付価格を350,000円として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

他方、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2026年6月23日にケイ・エル・アイ及び九州リースサービスに対し、同月25日に内藤氏に対し、同月26日にデベロップに対し、それぞれ、本公開買付価格について対象者と交渉中である旨を説明した上で、仮に本公開買付価格を第5回提案書における提案価格と同額である1,334円とした場合の本公開買付けへの応募の意向を確認し、ケイ・エル・アイ、九州リースサービス、内藤氏及びデベロップから、それぞれ、本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受けました。また、公開買付者は、同月26日に対象者に対して第6回提案書を提出した後、同月30日に細谷工業所に対し、同年7月1日にAGSコンサルティングに対し、それぞれ、本公開買付価格について対象者と交渉中である旨を説明した上で、仮に本公開買付価格を第6回提案書における提案価格と同額である1,338円とした場合の本公開買付けへの応募の意向を確認し、細谷工業所及びAGSコンサルティングから、それぞれ、本公開買付けに応募する意向がある旨の回答を受けました。

本公開買付けへの応募の意向確認と併せて、公開買付者は、各本応募合意株主に対して本応募契約の締結を申し入れ、本公開買付けへの応募義務の内容、本応募合意株主及び公開買付者の表明及び保証の内容その他の契約条件について協議を進めました。その結果、2026年6月25日に内藤氏との間で、同月26日

にデベロップとの間で、同月 30 日に細谷工業所との間で、同年 7 月 1 日に AGS コンサルティングとの間で、同月 6 日にケイ・エル・アイ及び九州リースサービスとの間で、それぞれ本応募契約の条件について合意しました。また、2026 年 7 月 6 日に、各本応募合意株主との間で、最終提案書における提案価格と同額である 1,340 円を本公開買付価格とする本公開買付けに応募することについて合意したことを踏まえ、2026 年 7 月 8 日に各本応募合意株主との間で本応募契約を締結いたしました。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

(i) 算定の経緯

本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯については、上記「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(ii) 算定の基礎

(a) 普通株式

公開買付者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の岡三証券から 2026 年 7 月 7 日付で取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（岡三証券）」といいます。）の算定結果に加え、2026 年 4 月下旬から同年 5 月下旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉の結果を踏まえ、2026 年 7 月 8 日の取締役会において本公開買付価格を 1,340 円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者及び本特別委員会との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定したことから、岡三証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本公開買付価格である 1,340 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2026 年 7 月 7 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 942 円に対して 42.25%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 941 円に対して 42.40%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 953 円に対して 40.61%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 973 円に対して 37.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(b) 本新株予約権

本新株予約権のうち、第 1 回新株予約権については、本日現在において、対象者株式 1 株当たりの行使価額（240 円）が、本公開買付価格（1,340 円）を下回っており、権利行使期間が到来しており、一部を除き権利行使条件を充足しております。そこで、公開買付者は、第 1 回新株予約権に係る本新株予約権買付価格を、本公開買付価格である 1,340 円と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額（1,100 円）に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数（500 株）を乗じた金額（550,000 円）とすることを決定いたしました。また、本新株予約権のうち、第 2 回新株予約権についても、本日現在において、対象者株式 1 株当たりの行使価額（640 円）が、本公開買付価格（1,340 円）を下回っており、権利行使期間が到来しており、一部を除き権利行使条件を充足しております。そこで、公開買付者は、第 2 回新株予約権に係る本新株予約権買付価格を、本公開買付価格である 1,340 円と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額（700 円）に本新株予約権 1 個当たりの目的となる対象者株式数（500 株）を乗じた金額（350,000 円）とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、上記のとおり本新株予約権買付価格を決定したことから、第三者算定機関から算定書及び本新株予約権買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、第 1 回新株予約権及び第 2 回新株予約権には、権利行使条件を充足していないものも含まれておりますが、公開買付者は、これらについても本公開買付けの対象としております。

本新株予約権は、新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の決議による承認を要するものとされ、かつ、新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのことです。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2026年7月8日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者の皆様から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、包括的に承認することを決議しているとのことです。

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(i) 検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者より、2026年4月14日付で本意向表明書の提出を受けたことから、本取引に係る具体的な検討を開始したとのことです。

対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引においては、対象者の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイズアウトされることが想定されるため、取引条件の適切さが対象者の株主の利益にとって特に重要になると考えられたこと、また、公開買付者と本応募合意株主との間で本応募契約の締結が想定されていたことから、本取引の意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2026年4月21日開催の取締役会において、本取引に関して公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立した委員（兼平慎氏（対象者社外取締役兼独立役員）、田中公子氏（対象者社外取締役兼独立役員、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外取締役、株式会社イムラ社外取締役、株式会社サカタのタネ社外監査役）、井上真一郎氏（弁護士、対象者社外監査役兼独立役員、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社社外監査役、三菱UFJアセットマネジメント株式会社社外取締役）、岩渕光尚氏（公認会計士、対象者社外監査役兼独立役員））の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置することを決議し、本取引に係る検討体制を構築したとのことです。

(ii) 検討・交渉の経緯

上記「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制の下、対象者は、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、公開買付者から受けた本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案内容を適時に本特別委員会に共有し、対象者の一般株主の利益に配慮する観点から、対象者としての交渉方針に係る本特別委員会からの意見、指示、要請等に基づいた上で、プルータス・コンサルティング及びシティユーワ法律事務所の助言を受けながら、以下のとおり、公開買付者との間で、2026年7月上旬まで複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、2026年5月13日に、本特別委員会を通じて公開買付者に対するインタビューを実施し、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。その上で、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資すると考えられることから、2026年5月27日から、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引の条件について公開買付者との協議・交渉を開始したとのこと

です。

対象者は、2026年5月27日、公開買付者より、本公開買付価格については1,255円（提案日の前営業日である2026年5月26日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値953円に対して31.69%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値961円に対して30.59%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値951円に対して31.97%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,012円に対して24.01%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,015円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である507,500円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（615円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である307,500円とする旨の提案を含む第1回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年5月28日、公開買付者に対して、第1回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものは到底言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、提案価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年6月2日、公開買付者より、本公開買付価格については1,290円（提案日の前営業日である2026年6月1日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値950円に対して35.79%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値955円に対して35.08%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値951円に対して35.65%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,009円に対して27.85%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,050円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である525,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（650円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である325,000円とする旨の提案を含む第2回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年6月3日、公開買付者に対して、第2回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値及び中央値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあることを踏まえると、第2回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものは到底言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、提案価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年6月8日、公開買付者より、本公開買付価格については1,310円（提案日の前営業日である2026年6月5日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値939円に対して39.51%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値953円に対して37.46%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値951円に対して37.75%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,005円に対して30.35%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,070円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である535,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（670円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である335,000円とする旨の提案を含む第3回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年6月9日、公開買付者に対して、第3回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準と

しても下回る水準にあり、また、本事業計画を踏まえた対象者株式の本源的価値との比較において不十分なものであることを踏まえると、第3回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、提案価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年6月15日、公開買付者より、本公開買付価格については1,325円（提案日の前営業日である2026年6月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値948円に対して39.77%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値948円に対して39.77%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値952円に対して39.18%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値1,000円に対して32.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,085円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である542,500円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（685円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である342,500円とする旨の提案を含む第4回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年6月16日、公開買付者に対して、第4回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあり、また、本事業計画を踏まえた対象者株式の本源的価値との比較において不十分なものであることを踏まえると、第4回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、提案価格の再考を要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年6月22日、公開買付者より、本公開買付価格については1,334円（提案日の前営業日である2026年6月19日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値941円に対して41.76%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値945円に対して41.16%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値954円に対して39.83%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値993円に対して34.34%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額（1,094円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である547,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額（694円）に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数（500株）を乗じた金額である347,000円とする旨の提案を含む第5回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年6月23日、公開買付者に対して、第5回提案書における提案価格のプレミアム水準が、対象者が本公開買付けの類似事例として抽出した事例におけるプレミアム水準の平均値と比較して、前営業日の終値、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値のいずれを基準としても下回る水準にあり、また、本事業計画を踏まえた対象者株式の本源的価値との関係においても、第5回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、本公開買付価格を1,355円に引き上げるよう要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年6月26日、公開買付者より、本公開買付価格については1,338円（提案日の前営業日である2026年6月25日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値938円に対して42.64%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値944円に対して41.74%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値955円に対して40.10%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値986円に対して35.70%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）、本新株予約権買付価格については、本新

株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額(1,098円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である549,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額(698円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者対象者株式数(500株)を乗じた金額である349,000円とする旨の提案を含む第6回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年6月29日、公開買付者に対して、第6回提案書における提案価格のプレミアム水準が、依然として対象者の株主にとって公正なものであるとは判断できないことを踏まえると、第6回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付けに賛同及び応募推奨の意見を出すことは困難であることから、本公開買付価格を1,350円へ引き上げるよう要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月2日、公開買付者より、本公開買付価格については1,340円(提案日の前営業日である2026年7月1日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値938円に対して42.86%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値942円に対して42.25%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値956円に対して40.17%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値979円に対して36.87%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額(1,100円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である550,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額(700円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である350,000円とする旨の提案を含む第7回提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月3日、公開買付者に対して、第7回提案書における提案価格は、対象者の株主にとって十分なものとは言えず、本公開買付価格を1,345円へ引き上げるよう要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年7月6日に、公開買付者より、本公開買付価格は対象者の一般株主の利益にも最大限配慮した価格であり、本公開買付価格の更なる引き上げは困難である旨の説明を受けた上で、改めて、本公開買付価格については1,340円(提案日の前営業日である2026年7月3日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値938円に対して42.86%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値941円に対して42.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値955円に対して40.31%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値978円に対して37.01%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)、本新株予約権買付価格については、本新株予約権のうち、第1回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額240円との差額(1,100円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である550,000円、第2回新株予約権については、本公開買付価格と本新株予約権1個当たりの行使価額640円との差額(700円)に本新株予約権1個当たりの目的となる対象者株式数(500株)を乗じた金額である350,000円とする旨の提案を含む最終提案書を受領したとのことです。

これに対して、対象者及び本特別委員会は、2026年7月7日に、公開買付者に対し、最終的な対象者の意思決定は、2026年7月8日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、最終提案書における提案価格に応諾する旨を回答したとのことです。

(iii) 判断の内容

以上の経緯の下で、対象者は、シティニューワ法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年7月7日付答申書(以下「本答申書」といいます。なお、本答申書の概要については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)の提出を受けたとのことです。

その上で、対象者は、リーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から受けた法的助言及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから2026年7月7日付で取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（プルータス・コンサルティング）」）といたします。なお、対象者は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されていることから、本新株予約権の価値について第三者算定機関から算定書を取得していないとのことです。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否か等の観点から、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、2026年7月8日開催の取締役会において、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて公開買付者の完全子会社となることが、対象者の企業価値の向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

(a) 仕入ルートの多様化及びスケールメリットを活かしたコスト削減

上記「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者はトランクルーム運営管理事業とトランクルーム開発分譲事業を事業の中核としているところ、今後は、コンテナ型物件の自社保有化等によるストック収益の強化を企図しているとのことです。

こうしたストック収益の強化に向けては、収益性の高い新規店舗の開発が必須となると認識しているところ、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、出店候補地の選定及び仕入や建築に際して、公開買付者と協業し、仕入ルートが多様化し、増収が期待できると考えているとのことです。

(b) データやノウハウの共有による稼働率の向上及び売上拡大等

公開買付者が運営管理するトランクルームの室数は、対象者の約10倍の規模であるところ、対象者が公開買付者の完全子会社となることで、公開買付者が保有する、出店時のマーケティングデータや出店後の賃料、稼働率に関するデータの共有が可能となり、トランクルームの適切な料金設定や稼働率の向上に活用することによって、対象者における稼働率の向上や成約率の向上が期待できると考えているとのことです。

また、対象者としては、公開買付者が賃料回収や利用料延滞時の対応についてもノウハウを有していると認識しているとのことです。現状、対象者においても賃料回収業務や遅延時対応業務を行っているとのことですが、これら業務の多くを保証会社へ委託しており、公開買付者に比して取組み件数が少ない状況にあることから、公開買付者よりもこれらの業務に関するノウハウの蓄積が少ないと認識しているとのことです。公開買付者から当該ノウハウの共有を受けるとともに、公開買付者と連携することによって、賃料回収や利用料延滞時における対象者の対応力を強化することができると考えているとのことです。

(c) 業務の効率化及びコスト削減

公開買付者は、全国でトランクルームを展開していることから、トランクルーム利用者の獲得を含む物件の運営管理、清掃作業、施設のメンテナンスにおいて公開買付者と対象者が連携することで公開買付者及び対象者の運営コストを削減することができると考えているとのことです。

また、電話及びWebを含めたトランクルームでの利用受付業務など、公開買付者と対象者で重複する部門については統一化することで、業務の効率化及びコスト削減を図ることができると考えているとのことです。

さらに、公開買付者グループ独自の教育メソッドに基づく人材育成のノウハウの共有を受けるこ

とにより、業務の計画・準備の徹底及び業務の進捗管理の精緻化等を通じて、業務の効率化に資することを期待しているとのことです。

(d) 上場維持コストの負担軽減

本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、上場会社として必要な監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することができるとのことです。また、対象者株式の上場を維持するための費用や管理部門の業務負担は、上場維持基準への適合やコーポレートガバナンス・コードの改訂等に対応するために、年々増大しておりますが、対象者株式が上場廃止となることで、これらの費用及び業務負担を軽減することができると考えているとのことです。

対象者は、仮に対象者と公開買付者において、対象者株式の上場が維持される限度での資本提携にとどまった場合には、対象者は上場企業として一般株主の利益に配慮した独立経営が求められ、また、公開買付者としても、対象者への投資に対するリターンを100%享受することができなくなることから、両者間で経営資源の完全な共有を図ることが困難となるほか、競合関係が残り続けることから、上記のシナジー効果及びメリットの実現には自ずと限界があると考えており、公開買付者グループとのシナジー効果及びメリットを最大限発揮するためには、対象者と公開買付者が完全親子会社となることで、両者の利害関係を一致させることが最適な手法であると考えているとのことです。

他方、本取引により対象者株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、対象者は、取引先への影響、今後の資金調達への影響、コンプライアンス体制への影響及び将来における人材採用への影響等に関していずれも具体的に想定していないとのことです。また、既存の従業員への影響に関しても、公開買付者グループとの社風の違いから生じる従業員の不安をできる限り払しょくするため、事前に十分な説明を行うことが重要と考えられる一方で、公開買付者によれば、公開買付者が2024年2月に実施したジャパントランクルームの子会社化において、同社従業員の雇用維持に一定の実績があるとのことであり、このような公開買付者の実績を踏まえると、本取引による影響はなお限定的であると想定しているとのことです。

さらに、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなるもののほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが一般的に挙げられますが、公開買付者は東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場させている企業であり、本取引の実施後においては、公開買付者グループの信用力を活用できるようになること、また、対象者としては、公開買付者は、ストレージ業界において十分な知名度・ブランド力を有していると考えているところ、対象者が公開買付者グループに加わることで、知名度・ブランド力を維持・向上させることができ、上場廃止後も対象者における社会的信用面に特段の懸念はないと見込んでいることから、対象者株式の上場廃止によるデメリットは特段想定していないとのことです。なお、本取引の実行により既存の大株主との間の資本関係が解消されることによるデメリット及び公開買付者グループに包含されることによるデメリットについても特段想定していないとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格（1,340円）及び本新株予約権買付価格（第1回新株予約権1個につき550,000円、第2回新株予約権1個につき350,000円）その他本公開買付けの条件は公正であり、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のブルータス・コンサル

ディングによる対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限値を上回り、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定レンジの範囲内の価格であることから、当該算定結果に照らして、一定の合理的な水準にあると評価できること

- (イ) 本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年7月7日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値942円に対して42.25%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値941円に対して42.40%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値953円に対して40.61%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値973円に対して37.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるが、本公開買付価格に付されたプレミアム割合は、公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値の算定起算日（2026年1月8日）から権利付き最終日（2026年1月28日）まで、対象者株式の終値が1,100円から1,196円という高値で推移していたことから、公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合については類似事例のプレミアム水準（注1）との比較で相対的に低くなっているものの、公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び公表日の前営業日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合については類似事例のプレミアム水準との比較において概ね遜色ない水準にあり、また、本公開買付価格が東京証券取引所グロース市場における対象者株式の上場来高値（1,275円）を上回る価格であることも踏まえると、合理性を有すると考えられること

（注1） 経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降、2026年3月31日までの間に公表された非公開化を前提とする公開買付けの事例のうち、公開買付けが不成立となった事例、マネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当する事例、子会社又は関連会社に対する公開買付け事例、自己株式取得に該当する事例を除いた162件におけるプレミアム割合を参照した結果、これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値は、順に38.24%、40.79%、43.05%、45.08%とのことです。

（注2） 「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）のことをいいます。

- (ウ) 本公開買付価格は、対象者の2026年1月31日現在の1株当たり純資産額（668.56円）を大きく上回るものであること
- (エ) 本公開買付価格が、対象者において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者と公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果として合意された価格であること
- (オ) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、本答申書において、本取引の取引条件には公正性が認められる旨の意見を示していること
- (カ) 本新株予約権買付価格が、本公開買付価格と各本新株予約権の目的となる対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各新株予約権1個の目的となる株式数を乗じた金額とされており、本公開買付価格を基に決定されていること
- (キ) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が取られており、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると認

められること

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2026年7月8日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

④ 公開買付け後の経営方針

本取引後の経営方針については、上記「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー創出を目指し、公開買付者グループと対象者との間で今後協議の上、決定していくこととなりますが、公開買付者は、対象者が公開買付者グループの一員となった後、互いに事業戦略及び企業文化を最大限尊重し、中長期的な企業価値向上を共に目指すパートナーとして協調して取り組むことを想定しております。本公開買付け後の対象者の経営体制及び取締役会の構成については、役員派遣の有無その他の人事に関する事項を含め、現時点で決定している事項はなく、適切なガバナンスと、公開買付者グループとしてのシナジー効果を最大限実現できる体制の構築を目指し、本公開買付け成立後に公開買付者グループと対象者との間で協議を行う予定です。また、公開買付者は、本取引後の対象者の従業員について原則として本取引前の雇用及び処遇を維持するとともに、対象者の主要取引先についても原則として本取引前の取引関係及び取引条件を維持する方針のもと、公開買付者及び対象者の企業価値向上に関する施策並びにシナジー効果の発揮及び事業成長の加速を実現するための最適な体制について、本公開買付け成立後に公開買付者グループと対象者との間で協議を行う予定です。

公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」及び下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、本取引の一環として、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在、公開買付者は対象者株式及び本新株予約権を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付け及びその他の関係会社等による公開買付けには該当いたしません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者らに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当いたしません。

もっとも、本取引においては、対象者の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされること が想定されるため、取引条件の適切さが対象者の株主の利益にとって特に重要になると考えられたこと、また、公開買付者と本応募合意株主との間で本応募契約の締結が想定されていたことから、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである岡三証券に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。岡三証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利

害関係を有しておりません。なお、本取引に係る岡三証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。公開買付者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に公開買付者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により岡三証券を公開買付者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。また、公開買付者は、公開買付者及び対象者において本公開買付けの公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置が実施されており、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされていると考えているため、岡三証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

岡三証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者は、岡三証券から2026年7月7日付で本株式価値算定書（岡三証券）を取得しました。

本株式価値算定書（岡三証券）において採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 941 円から 973 円
類似会社比較法	: 248 円から 829 円
DCF法	: 945 円から 1,895 円

市場株価法では、2026年7月7日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における対象者株式の基準日終値942円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値941円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値953円、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値973円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を941円から973円と算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を248円から829円までと算定しております。

DCF法では、対象者から開示を受けた本事業計画に基づく収益予測や投資計画、公開買付者が2026年4月下旬から同年5月下旬までに実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の有価証券報告書、決算短信、ホームページで公表している財務情報等の諸要素を基に、公開買付者において調整を行った2027年1月期から2029年1月期までの対象者の収益予想に基づき、対象者が2027年1月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を945円から1,895円と算定しております。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、算定時点において具体的に見積もることができたシナジー効果を勘案のうえ、算定いたしました。また、本事業計画については、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの変動を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

(注) 岡三証券は、対象者の株式価値の算定に際して、公開情報及び岡三証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。対象者の資産又は負債について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、本株式価値算定書（岡三証券）は、対象者に関する未開示の重要事実、訴訟、紛争、環境、税務その他の偶発債務、簿外債務が存在しないことを前提としています。岡三証券は、対象者から提供された本事業計画に公開買付者が一定の調整を行い、岡三証券による使用につき公開買付者の了承を得た対象者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）について、公開買付者の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたこ

とを前提としています。岡三証券の算定は、2026年7月7日までに岡三証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。岡三証券の算定は、公開買付者の取締役会が対象者の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称及び公開買付関連当事者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する対象者の意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年7月7日付で、本株式価値算定書（ブルータス・コンサルティング）を取得したとのことです。

ブルータス・コンサルティングは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るブルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の会合において、ブルータス・コンサルティングの独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任することを承認しているとのことです。

(ii) 算定の概要

(a) 普通株式

ブルータス・コンサルティングは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者が継続企業であるとの前提のもと、対象者株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が金融商品取引所に上場していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。一方で、対象者が継続企業としてその事業を継続していくことを企図していることから純資産法は採用していないとのことです。なお、対象者は、本「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施しており、対象者の一般株主の利益に配慮がなされていると考えていることから、ブルータス・コンサルティングから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

ブルータス・コンサルティングによれば、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：941円から973円

DCF法：1,091円から1,724円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る対象者取締役会決議日の前営業日である2026年7月7日を算定基準日として、東京証券取引所グロース市場における対象者株式の基準日終値942円、直近1ヶ月間の終値単純平均値941円、直近3ヶ月間の終値単純平均値953円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値973円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を941円から973円までと算定しているとのことです。

DCF法では、本事業計画（本取引の検討開始前である2026年1月20日に対象者が公表した本中期経営計画と同内容とのことです。）を基礎とし、本事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2027年1月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,091円から1,724円までと算定しているとのことです。ブルータス・

コンサルティングがDCF法による算定に用いた財務予測には、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローについて大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。

なお、本事業計画は、上記のとおり本取引の検討開始前である2026年1月20日に対象者が公表した本中期経営計画と同内容であり、公開買付関連当事者から独立した対象者のプロパーの人員により、本取引とは無関係にスタンド・アローン・ベースで策定されたものであり、対象者としては、策定過程の独立性が認められると判断しているとのことです。また、本事業計画については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について対象者との間で質疑応答を行い、対象者の一般株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。なお、本事業計画は本取引の実行を前提として作成されたものではなく、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、財務予測には加味していないとのことです。

(注) プルータス・コンサルティングは、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、対象者の経営陣がその内容を精査した上でプルータス・コンサルティングによる価値算定において使用することを了承したことを前提としているとのことです。また、対象者の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。

(b) 本新株予約権

本新株予約権買付価格は、本公開買付価格と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式数（第1回新株予約権1個につき500株、第2回新株予約権1個につき500株）を乗じた金額とされ、本公開買付価格を基に決定されているため、対象者は、プルータス・コンサルティングから、本新株予約権の価値算定書及び本新株予約権買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権はいずれも、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、2026年7月8日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者の皆様から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り、包括的に承認することを決議しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

シティニューワ法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るシティニューワ法律事務所の報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、2026年4月24日開催の第1回の会合において、シティニューワ法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しているとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者は、公開買付者より 2026 年 4 月 14 日付で本意向表明書の提出を受け、本取引においては、対象者の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されるため、取引条件の適正さが対象者の株主の利益にとって特に重要になると考えられたこと、また、公開買付者と本応募合意株主との間で本応募契約の締結が想定されていたことから、対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するために、2026 年 4 月 21 日開催の対象者取締役会により、公開買付関連当事者から独立した委員（兼平愼氏（対象者社外取締役兼独立役員）、田中公子氏（対象者社外取締役兼独立役員、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション社外取締役、株式会社イムラ社外取締役、株式会社サカタのタネ社外監査役）、井上真一郎氏（弁護士、対象者社外監査役兼独立役員、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社社外監査役、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社社外取締役）、岩渕光尚氏（公認会計士、対象者社外監査役兼独立役員））の 4 名によって構成される本特別委員会を設置したとのことです。対象者は、当初から上記 4 名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、本特別委員会の委員の互選により、兼平愼氏（対象者社外取締役兼独立役員）が本特別委員会の委員長に就任しているとのことです。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

そして、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(ii) 本取引の取引条件の公正性、(iii) 本取引の手続の公正性、(iv) 上記 (i) から (iii) を踏まえ、本取引の決定（本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主に対する応募推奨、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものでないといえるか、(v) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、(i) から (v) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を対象者取締役会に提出することを委嘱したとのことです。

また、対象者は、上記取締役会決議において、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する対象者取締役会においては、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しているとのことです。併せて、対象者は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本特別委員会が自ら公開買付者と交渉を行うことができる権限のほか、公開買付者との交渉を対象者の役員やアドバイザー等が行う場合でも、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b) 必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は対象者が負担するものとしております。）のほか、対象者が選任する外部アドバイザー等について指名又は承認（事後承認を含みます。）する権限、さらに、(c) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を対象者の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限をそれぞれ付与しているとのことです。上記 (b) の権限付与を受けて、本特別委員会は、2026 年 4 月 24 日に開催された第 1 回の会合において、対象者が選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングを、リーガル・アドバイザーとしてシティューワ法律事務所をそれぞれ選任することを承認したとのことです。

本特別委員会は、2026 年 4 月 24 日から同年 7 月 7 日までに、会合を合計 11 回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から、対象者の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により対象者の事業に対して想定されるメ

リット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる本事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。また、公開買付者から、本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している対象者の経営方針等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。さらに、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから、対象者株式の株式価値の算定に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。以上の検討に際して、本特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から、本特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について適宜助言を受けているとのことです。

そして、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、対象者に対して複数回、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を意見し、対象者が当該意見に従って公開買付者と交渉を行ったことにより、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯のもと、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年7月7日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申内容

- (i) 本取引は対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。
- (ii) 本取引の取引条件には公正性が認められる。
- (iii) 本取引の手続には公正性が認められる。
- (iv) 上記(i)から(iii)を踏まえると、本取引の決定(本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主に対する応募推奨、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。)は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。
- (v) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当である。

(b) 答申理由

- (i) 本取引の目的の正当性・合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。)

以下の点を総合的に考慮すると、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられる。

- ・対象者によれば、対象者を取り巻く事業環境としては、建築費の高騰、中東情勢の悪化による資材のひっ迫、輸送費上昇リスクなど業界全体としてコスト増加要因がある一方、参入障壁が低く、競合他社とのサービスの差別化が難しいことから価格転嫁が容易ではない状況であり、利益率の低下が懸念されているとのことである。また、2030年3月1日より、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準の一つである時価総額基準が100億円となること、当該基準の達成が課題とのことである。このような中、対象者は、2026年1月20日、更なる企業価値の向上と経営の安定化を実現するため、これまでの成長基盤であるフロー収益に加え、ストック収益を第2の収益基盤として確立することを主な内容とする、本中期経営計画を公表し、コンテナ型物件の自社保有を加速し、安定的な利用料収入を獲得していくこと、また、立地戦略やマーケティング戦略を練り直し、トランクルームの稼働率の向上に取り組むことを通じて、ストック収益の最大化を図っていくとのことである。
- ・対象者によれば、対象者は、本取引を通じて公開買付者の完全子会社となることにより、①仕入ルートの多様化及びスケールメリットを活かしたコスト削減、②データやノウハウの共有による

稼働率の向上及び売上拡大等、③業務の効率化及びコスト削減、④上場維持コストの負担軽減といったシナジー効果・メリットを期待しているとのことである。この点、公開買付者へのインタビューも踏まえると、本取引によるシナジー効果・メリットに対する対象者と公開買付者の認識に看過し難い乖離は認められない。その上で、対象者によるシナジー効果・メリットに関する説明内容については、本特別委員会としても十分首肯し得るものである。

- ・本取引により対象者株式が上場廃止となることに伴い想定され得るデメリットについて、対象者及び公開買付者へのインタビューを通じて確認したところ、取引先への影響、今後の資金調達への影響、コンプライアンス体制への影響及び将来における人材採用への影響等に関していずれも具体的に想定していないとのことである。また、既存の従業員への影響等についても、公開買付者グループとの社風の違いから生じる従業員の不安をできる限り払しょくするため、事前に十分な説明を行うことが重要と考えられる一方で、公開買付者によれば、公開買付者が2024年2月に実施したジャパントランクルームの子会社化において、同社従業員の雇用維持に一定の実績があるとのことであり、このような公開買付者の実績を踏まえると、本取引による影響はなお限定的であると想定しているとのことである。さらに、上場廃止に伴うデメリットとしては、資本市場から資金調達を行うことができなくなるもののほか、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが一般的に挙げられるところ、公開買付者は東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場させている企業であり、本取引の実施後においては、公開買付者グループの信用力を活用できるようになること、また、対象者としては、公開買付者は、ストレージ業界において十分な知名度・ブランド力を有していると考えているとのことであり、対象者が公開買付者グループに加わることで、知名度・ブランド力を維持・向上させることができ、上場廃止後も対象者における社会的信用面に特段の懸念はないと見込んでいるとのことであるから、対象者株式の上場廃止による特段のデメリットは想定していないとのことである。なお、本取引の実行により既存の大株主との間の資本関係が解消されることによる特段のデメリットも想定していないとのことである。これらの説明内容にはいずれも特段不合理な点は見受けられず、本取引によって期待されるシナジー効果を上回るようなデメリットが生じる具体的な懸念は特に認められない。

(ii) 本取引の取引条件の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本公開買付価格を含む本取引の取引条件には公正性が認められる。

- ・本公開買付価格は、ブルータス・コンサルティングの算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限値を上回り、また、DCF法の算定レンジの範囲内であることが認められ、当該算定結果に照らして、合理的な水準にあると評価できる。この点、ブルータス・コンサルティングから受けた当該算定結果に係る説明を踏まえると、算定手法の選択や各種算定方法による具体的な算定過程について、株式価値の評価実務に照らして是認し難い恣意的な取扱いは認められなかった。また、DCF法の算定の基礎とされた本事業計画は、本取引の検討開始前である2026年1月20日に対象者が公表した本中期経営計画と同内容であり、公開買付関連当事者から独立した対象者のプロパーの人員により、本取引とは無関係にスタンド・アローン・ベースで策定されたもので、策定過程の独立性は首肯できると考えられる。また、対象者によれば、本中期経営計画を公表した時点から、本事業計画の前提となる諸条件に変更はないとのことであり、その内容についても過度に保守的なものではなく、対象者の一般株主の利益を害するものとはいえないと考えられる。
- ・本公開買付価格は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である2026年7月7日を基準日とし、対象者株式に係る基準日の終値、直近1ヶ月間の終値単純平均値、直近3ヶ月間の終値単純平均値、直近6ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ42.25%（基準日）、42.40%（直近1ヶ月間）、40.61%（直近3ヶ月間）及び37.72%（直近6ヶ月間）のプレミアムが付された価格と

なっている。この点、プルータス・コンサルティングによれば、M&A指針が公表された2019年6月28日以降、2026年3月31日までの間に公表された非公開化を前提とする公開買付けの事例（ただし、公開買付けが不成立となった事例、マネジメント・バイアウト（MBO）に該当する事例、子会社又は関連会社に対する公開買付け事例、自己株式取得に該当する事例を除く。）におけるプレミアム割合の中央値は、それぞれ38.24%（公表日の前営業日）、40.79%（直近1ヶ月間）、43.05%（直近3ヶ月間）、45.08%（直近6ヶ月間）とのものである。本公開買付価格に付されたプレミアム割合は、公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値の算定起算日（2026年1月8日）から権利付き最終日（2026年1月28日）まで、対象者株式の終値が1,100円から1,196円という高値で推移していたことから、公表日の前営業日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合については類似事例のプレミアム水準との比較で相対的に低くなっているものの、公表日の前営業日の終値、公表日の前営業日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値及び公表日の前営業日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム割合については類似事例のプレミアム水準との比較において概ね遜色ない水準にあり、また、本公開買付価格が東京証券取引所グロース市場における対象者株式の上場来高値（1,275円）を上回る価格であることも踏まえると、合理性を有すると考えられる。

- ・本公開買付価格は、2026年1月31日現在の1株当たり純資産額（668.56円）を大きく上回っており、純資産額との比較においても、本公開買付価格の合理性を否定すべき事由は特段認められない。
- ・公開買付者によれば、本公開買付けの買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数を上回るものとされている。この点、公開買付者によれば、本応募合意株主は、それぞれ公開買付者との間に利害関係を有しない独立した第三者であり、本応募合意株主との間で締結する本応募契約は、公開買付者と本応募合意株主との間の独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づき締結されたものであることから、本応募契約の締結の事実により、本応募合意株主が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」条件の判断における、公開買付者と利害関係を有する対象者の株主に該当することになるものではないと考えているとのことであるが、これらの公開買付者の説明に特段不合理な点は見受けられず、本公開買付けの買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数を上回るものと認められる。M&A指針において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定は、一般株主による判断機会の確保をより重視することにつながり、また、一般株主にとって有利な取引条件でM&Aが行われることに資するものであるとされており、本公開買付けの買付予定数の下限の設定は、本取引の取引条件の公正性を一層担保するものであると評価できる。
- ・本スクイーズアウト手続としては、本株式等売渡請求（下記「（4）公開買付け後の組織再編等の方針」の「① 株式等売渡請求」において定義します。以下同じです。）又は本株式併合が予定されているところ、いずれの場合でも、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されている。また、公開買付者によれば、上記の本スクイーズアウト手続は、本公開買付けの決済の完了後速やかに進めていく予定とのことであり、さらに、①本株式等売渡請求の場合は、公開買付者が、1株当たりの対価として、各株主に対し本公開買付価格と同額の金銭を交付すること、②本株式併合の場合は、併合の結果生じた端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格について、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことが予定されている。なお、公開買付者によれば、本新株予約権者については、①本株式等売渡請求の場合は、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定とのことである一方で、②本株式併合の場合は、対象者に対して、本新株予

約権の取得及び消却、本新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しているとのことである。もっとも、対象者によれば、当該要請を受けた場合には、本公開買付けの実施後に残存する本新株予約権者に対しても、本新株予約権買付価格と同等の対価が保障されることを前提に、これに協力する予定とのことであり、本新株予約権者についても、本公開買付けに応募した場合と応募しなかった場合で経済的な保障に差異が生じないように配慮されていることが認められる。以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった株主及び本新株予約権者の利益に配慮がなされているといえ、本スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

- ・本公開買付価格に係る公開買付者との具体的な交渉過程について、本特別委員会は、公開買付者との本公開買付価格に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、交渉の方針等について協議を行い、対象者に意見する等して、その交渉過程に実質的に関与しており、かかる交渉過程に関して、対象者の一般株主の利益に配慮すべき観点から特段不合理な点は見当たらない。

(iii) 本取引の手続の公正性

以下の点を総合的に考慮すると、本取引に係る手続には公正性が認められる。

- ・対象者は、本取引の検討に当たり、対象者の意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、公正性担保措置の一環として本特別委員会を設置している。本特別委員会は、本公開買付価格の具体的な交渉に入るより以前に設置されており、また、各委員の独立性を疑うべき事由は認められない。対象者取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、①本特別委員会が自ら公開買付者と交渉を行うことができる権限のほか、公開買付者との交渉を対象者の役職員やアドバイザー等が行う場合でも、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、②必要に応じて本特別委員会独自の外部アドバイザー等を選任する権限（この場合の費用は対象者が負担するものとされている。）のほか、対象者が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含む。）する権限、③答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を対象者の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限を付与している。これを受けて、本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、並びにリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性に問題がないことを確認の上、それぞれを対象者のアドバイザー等として承認した。さらに、対象者取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本公開買付けに対する意見表明の内容を審議する取締役会においては、諮問事項に対する本特別委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、本公開買付けに賛同しないこととする旨を決議しており、特別委員会の判断内容の実効性の確保に配慮がなされている。以上のとおり、本特別委員会は、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本取引の是非や取引条件及び手続の公正性について検討・判断を行った。
- ・対象者は、本公開買付価格に対する意思決定の公正性及び適切性を担保するために、独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングから株式価値算定書を取得しているほか、独立したリーガル・アドバイザーとしてシティニューワ法律事務所から本取引に関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けている。また、対象者によれば、公開買付者グループの役職員を兼職している者や、本取引に関して公開買付者と一定の合意をしている者など、公開買付者グループ及び本取引の成否に関して利害関係を有する者は存在しないとのことであり、本取引に係る協議、

検討及び交渉の過程において、公開買付者グループからの独立性に疑義のある者が対象者の意思決定に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。なお、対象者は、プルータス・コンサルティングから、いわゆるフェアネス・オピニオンまでは取得していないが、我が国においては、フェアネス・オピニオンの公正性担保措置としての有効性は事案により一様ではないと解されている中、本取引の検討過程に照らした結果、本取引の是非を検討するために、フェアネス・オピニオンの取得が必須であると考えべき事情までは認められず、これを取得しなくとも、本取引に係る交渉過程及び意思決定過程に至る手続の公正性が否定されるものではないと思料する。

- ・公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間の 20 営業日より長期の 30 営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことである。また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っていないとのことであり、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことである。
- ・本取引に係るプレスリリースにおいては、本特別委員会に関する情報、対象者株式の株式価値の算定結果の内容に関する情報、本取引を実施するに至った背景、目的等に関する情報、対象者と公開買付者との間で行われた取引条件に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等について、それぞれ一定の開示が予定されており、対象者の株主による取引条件の妥当性についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。
- ・本取引においては、上記（ii）のとおり、強圧性の排除に資する本スクイーズアウト手続が選択されることが想定されており、その他の取引条件及び手続に照らし、一般株主に対する強圧性の問題が疑われる事情は特段見当たらない。

(iv) 上記（i）から（iii）を踏まえ、本取引の決定（本公開買付けへの賛同の意見表明及び対象者の株主に対する応募推奨、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものでないといえるか

以上のとおり、①本取引は対象者の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると考えられ、②本取引の取引条件には公正性が認められると考えられ、③本取引に係る手続には公正性が認められると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、本取引の決定（本公開買付けへの賛同の意見表明並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対する応募推奨、その他対象者による本取引の手続に係る決定を含む。）は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

(v) 対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

以上より、対象者取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することは、いずれも相当であると考えられる。

⑤ 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、プルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書（プルータス・コンサルティ

ング)、及びシティニューワ法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。その結果、対象者は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格及び本新株予約権買付け価格を含む本取引に係る取引条件は公正なものであると判断し、2026年7月8日開催の対象者取締役会において、対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。なお、対象者取締役5名において、公開買付け者グループの役職員を兼職している者や、本取引に関して公開買付け者と一定の合意をしている者など、公開買付け者グループ及び本取引の成否に関して利害関係を有する者は存在していないとのことです。また、当該取締役会には、対象者監査役3名全員が出席し、当該決議に異議がない旨の意見を述べたとのことです。

⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) を上回る買付予定数の下限の設定

公開買付け者は、本公開買付けにおいて1,291,700株(所有割合:66.67%)を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,291,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である1,291,700株(所有割合:66.67%)は、本基準株式数(1,937,500株)の過半数に相当する株式数(968,751株、所有割合:50.00%)、すなわち、本応募合意株主を含む、公開買付け者と利害関係を有さない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなります。公開買付け者は、本公開買付けは、公開買付け者と利害関係を有しない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には成立せず、対象者の一般株主の皆様の意思を重視したものであると考えております。なお、本応募合意株主は、それぞれ公開買付け者との間に利害関係を有しない独立した第三者であり、本応募契約は、公開買付け者と本応募合意株主との間の独立した当事者間で行われた真摯な協議・交渉に基づき締結されたものであることから、本応募契約の締結の事実により、本応募合意株主が、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」条件の判断における、公開買付け者と利害関係を有する対象者の株主に該当することになるものではないと考えております。

本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

⑦ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付け者は、公開買付け期間について、法令で定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付け期間を30営業日に設定しております。公開買付け期間を法令に定められた最短期間と比較して長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断の機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、公開買付け者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項等を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付け者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式等売渡請求

公開買付け者は、本公開買付けの成立により、公開買付け者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の

総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。以下同じです。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、併せて、本新株予約権者（ただし、公開買付者を除きます。）の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定です。また、本新株予約権売渡請求においては、本新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を対象者の本売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の本売渡株主及び本売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主がその所有する対象者株式の全部を取得し、本売渡新株予約権者からその所有する本新株予約権の全部を取得します。そして、公開買付者は、当該本売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、当該本売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付するとともに、当該本売渡新株予約権者の所有していた本新株予約権1個当たりの対価として、当該本売渡新株予約権者に対し、本新株予約権買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より本株式等売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

本株式等売渡請求に関連する一般株主や新株予約権者の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従い、本売渡株主及び本売渡新株予約権者は、裁判所に対して、その所有する対象者株式又は本新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2026年11月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（ただし、公開買付

者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式のすべて(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することを企図し、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定されるよう対象者に要請する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、その所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるもののすべてを公正な価格で買い取ることを請求できる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権者の皆様に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権者の皆様が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合において、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者の皆様による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、本新株予約権者の皆様に本新株予約権買付価格と同等の対価が保障されることを前提に、これに協力する意向とのことです。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由

本日現在、対象者株式は、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続

を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなります。

(6) 公開買付けに係る重要な合意

上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年7月8日付で、本応募合意株主との間で本応募契約を締結いたしました。本応募契約の概要は、以下のとおりです。なお、本日現在、本応募契約を除き、本応募合意株主との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払いを除き、本公開買付けに際して付与される利益はありません。

① 本応募契約（ケイ・エル・アイ）

公開買付者は、ケイ・エル・アイ（所有株式数：444,800株、所有割合：22.96%）との間で、2026年7月8日付で本応募契約（ケイ・エル・アイ）を締結し、応募対象株式（ケイ・エル・アイ）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約（ケイ・エル・アイ）における主要な条項は以下のとおりです。

- (a) 公開買付者が本公開買付けを開始した場合、ケイ・エル・アイは、その所有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募し、かかる応募により成立する買付けに係る契約を解除しないこと。
- (b) 本公開買付価格よりも高い公開買付価格による公開買付け（以下「第三者公開買付け」といいます。）が第三者により開始され、公開買付者が、第三者公開買付けの開始日から10営業日以内に本公開買付価格を第三者公開買付けにおける公開買付価格以上の価格に変更しない場合であって、かつ、本公開買付けに応募すること又は既に行った応募を撤回しないことがケイ・エル・アイの取締役の善管注意義務に違反する可能性があるとしてケイ・エル・アイの取締役会が合理的に判断した場合には、ケイ・エル・アイは、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、また、既に本公開買付けに応募していたときは、本応募契約（ケイ・エル・アイ）に基づく応募を撤回した上で、第三者公開買付けに応募することができること。
- (c) ケイ・エル・アイは、公開買付期間中、直接又は間接に、第三者との間で、対象者株式を対象とする公開買付けの実施その他の本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある行為（以下「競合行為」といいます。）に関する情報提供、勧誘及び協議を行わないこと（ただし、第三者からの具体的かつ実現可能性のある提案、勧誘又は打診に応じて合理的に必要な範囲で情報提供又は協議する場合を除く。）。また、ケイ・エル・アイは、第三者から競合行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、実務上合理的に可能な範囲で速やかに、公開買付者に対しその事実及び内容を通知するとともに、公開買付者と今後の対応について協議すること。

上記のほか、本応募契約（ケイ・エル・アイ）においては、表明保証条項（注1）（注2）、契約の解除（注3）（注4）・終了事由（注5）及び一般条項が規定されています。

（注1） 本応募契約（ケイ・エル・アイ）において、ケイ・エル・アイは、①設立及び存続、②本応募契約（ケイ・エル・アイ）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

（注2） 本応募契約（ケイ・エル・アイ）において、公開買付者は、①設立及び存続、②本応募契約（ケイ・エル・アイ）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

（注3） ケイ・エル・アイは、①公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（ケイ・エル・アイ）に規定される公開買付者の重大な義務に違反が存する場合、③公開買付者が本公開買付けを開始しないことを決定した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けが撤回された場合には、

公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（ケイ・エル・アイ）を解除することができます。

- (注4) 公開買付者は、本公開買付けが開始される前までに限り、①ケイ・エル・アイの表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（ケイ・エル・アイ）に規定されるケイ・エル・アイの重大な義務に違反が存する場合、③本公開買付けに賛同する旨の対象者の取締役会決議が行われ、当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けの撤回を行うことができる事由が生じた場合には、ケイ・エル・アイに対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（ケイ・エル・アイ）を解除することができます。
- (注5) 本公開買付けが成立しなかった場合、本応募契約（ケイ・エル・アイ）は自動的に終了します。

② 本応募契約（デベロップ）

公開買付者は、デベロップ（所有株式数：182,700株、所有割合：9.43%）との間で、2026年7月8日付で本応募契約（デベロップ）を締結し、応募対象株式（デベロップ）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約（デベロップ）における主要な条項は以下のとおりです。

- (a) デベロップは、その所有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募し、かかる応募により成立する買付けに係る契約を解除しないこと。
- (b) デベロップは、公開買付期間中、直接又は間接に、第三者との間で、競合行為に関する情報提供、勧誘、協議及び検討を行わないこと。また、デベロップは、第三者から競合行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対しその事実及び内容を通知するとともに、公開買付者と今後の対応について協議すること。

上記のほか、本応募契約（デベロップ）においては、表明保証条項（注1）（注2）、契約の解除（注3）（注4）・終了事由（注5）及び一般条項が規定されています。

- (注1) 本応募契約（デベロップ）において、デベロップは、①設立及び存続、②本応募契約（デベロップ）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。
- (注2) 本応募契約（デベロップ）において、公開買付者は、①設立及び存続、②本応募契約（デベロップ）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。
- (注3) デベロップは、本公開買付けが開始される前までに限り、①公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存する場合、又は②本応募契約（デベロップ）に規定される公開買付者の重大な義務に違反が存する場合には、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（デベロップ）を解除することができます。
- (注4) 公開買付者は、本公開買付けが開始される前までに限り、①デベロップの表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（デベロップ）に規定されるデベロップの重大な義務に違反が存する場合、③本公開買付けに賛同する旨の対象者の取締役会決議が行われ、当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けの撤回を行うことができる事由が生じた場合には、デベロップに対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（デベロップ）を解除することができます。

(注5) 本公開買付けが成立しなかった場合、本応募契約（デベロッパ）は自動的に終了します。

③ 本応募契約（細谷工業所）

公開買付者は、細谷工業所（所有株式数：50,000株、所有割合：2.58%）との間で、2026年7月8日付で本応募契約（細谷工業所）を締結し、応募対象株式（細谷工業所）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約（細谷工業所）における主要な条項は以下のとおりです。

- (a) 細谷工業所は、その所有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募し、かかる応募により成立する買付けに係る契約を解除しないこと。
- (b) 細谷工業所は、公開買付期間中、直接又は間接に、第三者との間で、競合行為に関する情報提供、勧誘、協議及び検討を行わないこと。また、細谷工業所は、第三者から競合行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対しその事実及び内容を通知するとともに、公開買付者と今後の対応について協議すること。

上記のほか、本応募契約（細谷工業所）においては、表明保証条項（注1）（注2）、契約の解除（注3）（注4）・終了事由（注5）及び一般条項が規定されています。

(注1) 本応募契約（細谷工業所）において、細谷工業所は、①設立及び存続、②本応募契約（細谷工業所）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

(注2) 本応募契約（細谷工業所）において、公開買付者は、①設立及び存続、②本応募契約（細谷工業所）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

(注3) 細谷工業所は、本公開買付けが開始される前までに限り、①公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存する場合、又は②本応募契約（細谷工業所）に規定される公開買付者の重大な義務に違反が存する場合には、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（細谷工業所）を解除することができます。

(注4) 公開買付者は、本公開買付けが開始される前までに限り、①細谷工業所の表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（細谷工業所）に規定される細谷工業所の重大な義務に違反が存する場合、③本公開買付けに賛同する旨の対象者の取締役会決議が行われ、当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けの撤回を行うことができる事由が生じた場合には、細谷工業所に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（細谷工業所）を解除することができます。

(注5) 本公開買付けが成立しなかった場合、本応募契約（細谷工業所）は自動的に終了します。

④ 本応募契約（九州リースサービス）

公開買付者は、九州リースサービス（所有株式数：39,000株、所有割合：2.01%）との間で、2026年7月8日付で本応募契約（九州リースサービス）を締結し、応募対象株式（九州リースサービス）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約（九州リースサービス）における主要な条項は以下のとおりです。

- (a) 公開買付者が本公開買付けを開始した場合、九州リースサービスは、その所有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募し、かかる応募により成立する買付けに係る契約を解除しないこと。
- (b) 第三者公開買付けが開始され、公開買付者が、第三者公開買付けの開始日から10営業日以内に本公

公開買付価格を第三者公開買付けにおける公開買付価格以上の価格に変更しない場合であって、かつ、本公開買付けに応募すること又は既に行った応募を撤回しないことが九州リースサービスの取締役の善管注意義務に違反する可能性があるとして九州リースサービスの取締役会が合理的に判断した場合には、九州リースサービスは、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本公開買付けへの応募義務を負わず、また、既に本公開買付けに応募していたときは、本応募契約（九州リースサービス）に基づく応募を撤回した上で、第三者公開買付けに応募することができること。

- (c) 九州リースサービスは、公開買付期間中、直接又は間接に、第三者との間で、競合行為に関する情報提供、勧誘及び協議を行わないこと（ただし、第三者からの具体的かつ実現可能性のある提案、勧誘又は打診に応じて合理的に必要な範囲で情報提供又は協議する場合を除く。）。また、九州リースサービスは、第三者から競合行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、実務上合理的に可能な範囲で速やかに、公開買付者に対しその事実及び内容を通知するとともに、公開買付者と今後の対応について協議すること。

上記のほか、本応募契約（九州リースサービス）においては、表明保証条項（注1）（注2）、契約の解除（注3）（注4）・終了事由（注5）及び一般条項が規定されています。

（注1） 本応募契約（九州リースサービス）において、九州リースサービスは、①設立及び存続、②本応募契約（九州リースサービス）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

（注2） 本応募契約（九州リースサービス）において、公開買付者は、①設立及び存続、②本応募契約（九州リースサービス）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

（注3） 九州リースサービスは、①公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（九州リースサービス）に規定される公開買付者の重大な義務に違反が存する場合、③公開買付者が本公開買付けを開始しないことを決定した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けが撤回された場合には、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（九州リースサービス）を解除することができます。

（注4） 公開買付者は、本公開買付けが開始される前までに限り、①九州リースサービスの表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（九州リースサービス）に規定される九州リースサービスの重大な義務に違反が存する場合、③本公開買付けに賛同する旨の対象者の取締役会決議が行われ、当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けの撤回を行うことができる事由が生じた場合には、九州リースサービスに対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（九州リースサービス）を解除することができます。

（注5） 本公開買付けが成立しなかった場合、本応募契約（九州リースサービス）は自動的に終了します。

⑤ 本応募契約（内藤氏）

公開買付者は、内藤氏（所有株式数：14,000株、所有割合：0.72%）との間で、2026年7月8日付で本応募契約（内藤氏）を締結し、応募対象株式（内藤氏）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約（内藤氏）における主要な条項は以下のとおりです。

- (a) 内藤氏は、その所有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募し、かかる応募により成立する

買付けに係る契約を解除しないこと。

- (b) 内藤氏は、公開買付期間中、直接又は間接に、第三者との間で、競合行為に関する情報提供、勧誘、協議及び検討を行わないこと。また、内藤氏は、第三者から競合行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対しその事実及び内容を通知するとともに、公開買付者と今後の対応について協議すること。

上記のほか、本応募契約（内藤氏）においては、表明保証条項（注1）（注2）、契約の解除（注3）（注4）・終了事由（注5）及び一般条項が規定されています。

(注1) 本応募契約（内藤氏）において、内藤氏は、①権利能力等、②授権・強制執行可能性、③許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤破産申立原因等の不存在、⑥反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑦重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

(注2) 本応募契約（内藤氏）において、公開買付者は、①設立及び存続、②本応募契約（内藤氏）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

(注3) 内藤氏は、本公開買付けが開始される前までに限り、①公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存する場合、又は②本応募契約（内藤氏）に規定される公開買付者の重大な義務に違反が存する場合には、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（内藤氏）を解除することができます。

(注4) 公開買付者は、本公開買付けが開始される前までに限り、①内藤氏の表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約（内藤氏）に規定される内藤氏の重大な義務に違反が存する場合、③本公開買付けに賛同する旨の対象者の取締役会決議が行われ、当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合、又は④法令等上許容される範囲内で（本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。）本公開買付けの撤回を行うことができる事由が生じた場合には、内藤氏に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約（内藤氏）を解除することができます。

(注5) 本公開買付けが成立しなかった場合、本応募契約（内藤氏）は自動的に終了します。

⑥ 本応募契約（AGS コンサルティング）

公開買付者は、AGS コンサルティング（所有株式数：10,000株、所有割合：0.52%）との間で、2026年7月8日付で本応募契約（AGS コンサルティング）を締結し、応募対象株式（AGS コンサルティング）について、本公開買付けに応募することを合意しております。

本応募契約（AGS コンサルティング）における主要な条項は以下のとおりです。

(a) AGS コンサルティングは、その所有する対象者株式の全てを、本公開買付けに応募し、かかる応募により成立する買付けに係る契約を解除しないこと。

(b) AGS コンサルティングは、公開買付期間中、直接又は間接に、第三者との間で、競合行為に関する情報提供、勧誘、協議及び検討を行わないこと。また、AGS コンサルティングは、第三者から競合行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対しその事実及び内容を通知するとともに、公開買付者と今後の対応について協議すること。

上記のほか、本応募契約（AGS コンサルティング）においては、表明保証条項（注1）（注2）、契約の解除（注3）（注4）・終了事由（注5）及び一般条項が規定されています。

(注1) 本応募契約（AGS コンサルティング）において、AGS コンサルティングは、①設立及び存続、②本応募契約（AGS コンサルティング）の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。

- (注2) 本応募契約 (AGS コンサルティング) において、公開買付者は、①設立及び存続、②本応募契約 (AGS コンサルティング) の締結及び履行、③授権・強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥破産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑧重要事実の不存在について表明及び保証を行っています。
- (注3) AGS コンサルティングは、本公開買付けが開始される前までに限り、①公開買付者の表明及び保証の重大な違反が存する場合、又は②本応募契約 (AGS コンサルティング) に規定される公開買付者の重大な義務に違反が存する場合には、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約 (AGS コンサルティング) を解除することができます。
- (注4) 公開買付者は、本公開買付けが開始される前までに限り、①AGS コンサルティングの表明及び保証の重大な違反が存する場合、②本応募契約 (AGS コンサルティング) に規定される AGS コンサルティングの重大な義務に違反が存する場合、③本公開買付けに賛同する旨の対象者の取締役会決議が行われ、当該取締役会決議が行われた旨を記載した意見表明報告書が対象者より提出されることが確実ではないと公開買付者が合理的に判断した場合、又は④法令等上許容される範囲内で (本書において指定される撤回条件に該当した場合を含む。) 本公開買付けの撤回を行うことができる事由が生じた場合には、AGS コンサルティングに対して事前に書面により通知することにより、本応募契約 (AGS コンサルティング) を解除することができます。
- (注5) 本公開買付けが成立しなかった場合、本応募契約 (AGS コンサルティング) は自動的に終了します。

(7) その他公開買付けに関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社 ストレージ王	
② 所 在 地	千葉県市川市市川南一丁目9-23	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 荒川 滋郎	
④ 事 業 内 容	コンテナ式倉庫又はトランクルームに関する企画、開発、運営、管理等	
⑤ 資 本 金	261 百万円 (2026 年 1 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	2008 年 5 月	
⑦ 大株主及び持株比率 (2026 年 1 月 31 日現在)	株式会社ケイ・エル・アイ	24.00%
	株式会社デベロップ	9.86%
	寺田倉庫株式会社	2.70%
	株式会社細谷工業所	2.70%
	株式会社九州リースサービス	2.10%
	須田 忠雄	1.95%
	打田 保貴	1.62%
	内藤 真一郎	0.76%
	藤森 裕司	0.55%
	株式会社 AGS コンサルティング	0.54%
⑧ 上場会社と対象者の関係		
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	対象者を委託者、公開買付者を受託者とする物件の管理業務の委託を行って

	おります。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(注) 「⑦大株主及び持株比率 (2026年1月31日現在)」は、対象者有価証券報告書の「大株主の状況」を基に記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2026年7月8日(水曜日)
公開買付開始公告日	2026年7月9日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2026年7月9日(木曜日)

② 買付け等の期間

2026年7月9日(木曜日)から2026年8月21日(金曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金1,340円

② 新株予約権

(i) 第1回新株予約権1個につき、金550,000円

(ii) 第2回新株予約権1個につき、金350,000円

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,937,500株	1,291,700株	-株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,291,700株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,291,700株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である1,937,500株を記載しております。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(5) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
------------------------------	----	--------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権数の数	19,375 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数 (2026年1月31日現在)	18,514 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権数の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(1,937,500株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年1月31日現在)」は、対象者有価証券報告書に記載された2026年1月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数に係る議決権の数(19,375個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(6) 買付け等に要する資金

2,596 百万円

(注) 「買付け等に要する資金」は、本公開買付けの買付予定数(1,937,500株)に、1株当たりの本公開買付け価格(1,340円)を乗じた金額です。

(7) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

② 決済の開始日
2026年8月28日(金曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払します。

④ 株券等の返還方法
下記「(8) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,291,700 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,291,700 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 1 月 31 日現在の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（123 百万円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者有価証券報告書に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（123 百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。かかる決定が行われた場合、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、上記の「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当するとしております。

また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

（注） 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1 株当たりの配当額は 64 円に相当します（具体的には、対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 1 月 31 日現在の対象者の純資産額 1,239 百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）の 10%に相当する額である 123 百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、本基準株式数（1,937,500 株）で除し、1 円未満の端数を切り上げて計算しています。）。)

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付け期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約を解除する場合は、公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付け期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(7) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容につき、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、法第 27 条の 9 第 4 項及び府令第 24 条第 6 項に規定する場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと

(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(9) 公開買付代理人

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

4. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに買付け等後の経営方針」、(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(5) 上場廃止等となる見込み及びその事由」をご参照ください。

5. その他

(1) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2027年1月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表

対象者は、2026年6月12日付で、「2027年1月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人のレビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(i) 損益の状況 (非連結)

会計期間	2027年1月期第1四半期の業績 (累計)
売上高	546百万円
営業利益	△111百万円
経常利益	△120百万円
四半期純利益	△85百万円

(ii) 1株当たりの状況 (非連結)

会計期間	2027年1月期第1四半期の業績 (累計)
1株当たり四半期純利益	△46.25円
1株当たり純資産額	622.25円

② 「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年7月8日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2027年1月期より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細については、対象者が2026年7月8日に公表した「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以上